**第十四・十一条**　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b) (c)　差別的なものでないこと。

(d)　正当な法の手続に従って行われるものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、かつ、第十四・十三条の規定に従い自由に移転することができるものとする。

4　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与又は取消し、制限若しくは創設が第十六章（知的財産）に反しない限りにおいて、適用されない。

注釈　この6に規定する貿易関連知的所有権協定には、この協定の締約国間において有効な免除であって、世界貿易機関設立協定に従って世界貿易機関の加盟国が与える貿易関連知的所有権協定に関するものを含む。

**第十四・十二条**　争乱の際の待遇

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の内乱により、対象投資財産について損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨又は自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　第一・十条（総則―安全保障のための例外）の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

**第十四・十三条**　資金の移転

1　各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、対象投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b) (a)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する外国から赴任した従業員の得た収入その他の報酬

(f) (g)　前二条の規定に従って行われる支払

紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、当該資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b) (c)　証券又は派生商品の発行、交換又は取引

刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

**第十四・十四条**　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内における当該投資家の投資財産に関連する損害の**塡**補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の事項の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった、当該投資財産に関する当該投資家の権利又は請求権を当該一方の締約国又はその指定する機関へ譲渡すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

**第十四・十五条**　一般的例外

第十四・三条、第十四・四条及び第十四・九条のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものではない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある対象投資財産又は他方の締約国の投資家と他の投資財産又は他の投資家との間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

注釈　この例外には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含む。

(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置

(e)　有限天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。